

京都市告示第 57 号

道路法第 18 条の規定に基づき，次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は，京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
久世高田 2 号線	南区久世高田町376番地地先内	メートル 203.70	メートル 23.20 ~ 37.80
久世高田 3 号線	南区久世高田町384番地地先から 同区久世中久世町五丁目318番地地先まで	696.60	7.40 ~ 23.80
久世高田 4 号線	南区久世高田町401番地地先内	15.10	18.00 ~ 31.00
久世高田 5 号線	南区久世中久世町五丁目311番地地先内	15.50	8.00 ~ 14.20
久世高田歩 2 号線	南区久世中久世町一丁目312番地地先内	38.30	2.50 ~ 4.50

(建設局土木管理部道路明示課)